

# 個人情報を守り、町民参加の開かれた町政をめざして 情報公開制度・個人情報保護制度

10月1日同時スタート

## 情報公開制度とは

町が持っている情報（公文書）を町民の皆さんからの請求により公開（開示）する制度です。  
町に関する情報は、これまで広報誌やパンフレットなどで、皆さんにお知らせしていましたが、これらの情報は、町から提供したものであり、必ずしも皆さんの欲しい情報とは限りませんでした。そこで、町民の皆さんが必要とする公文書を開示するための仕組みを整え、この制度の実施により、皆さんに町の機関の仕組みや仕事の内容をより理解していただき、町民参加によるまちづくりを一層進め、公正で透明な開かれた町政を進めていくことをめざしています。

### ● 開示を請求できる方

- 町内に住所のある方
- 町内に事務所または事業所がある個人、法人その他の団体
- 町内の事務所または事業所に勤務している方
- 町内の学校に在学している方
- そのほか、公文書の開示を必要とする理由を明記できる個人、法人その他の団体

### ● 開示を請求できる公文書

平成13年10月1日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そのほか人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）で、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの  
※平成13年9月30日以前に作成し、又は取得した公文書について開示の申し出があった場合は、これに応じるよう努めます。

### ● 開示しないことができる情報

- この制度では、公文書を開示することを原則とし、不開示とすることができる情報は、次のような必要最小限度にしました。
- 個人に関する情報
  - 法人等に関する情報で、開示することにより、事業活動上の正当な利益を害するおそれのあるもの
  - 開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
  - 行政内部で審議中の案件など意思形成過程にある情報で、開示することにより、意思決定に不当な影響を与えるおそれのあるもの
  - 検査、試験などに関する情報で、開示することにより、町の適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
  - 要請を受けて任意に提供された情報で、情報提供者の信頼と期待を保護する必要のあるもの
  - 法令等の規定や国等の機関からの指示により、開示することができないとされている情報

## 両制度に共通な事項

### ● 開示等を実施する機関

- 町長
- 教育委員会
- 選挙管理委員会
- 公平委員会
- 監査委員
- 農業委員会
- 固定資産評価審査委員会
- 議会

### ● 救済の制度

請求した情報が開示等できないと決定されたとき、その決定に不服のある人は、60日以内に町（実施機関）に対して、不服申し立てをすることができます。

不服申し立てがあると町（実施機関）では、審査を依頼（諮問）し、その答申を尊重して、改めて開示等をするかどうかの決定を行います。

### ● 費用

手数料は無料ですが、その写し（コピー）を希望されるときは、その実費を負担していただきます。また、郵送の場合は、郵送料も負担していただきます。

◀ 手続きの手順については次のページをご覧ください。

## 個人情報保護制度とは

町が持っている個人情報全般について具体的な管理ルールを定めるとともに、本人からの請求により自己に関する情報の開示や訂正などを求める制度です。

現在の情報化の進展に伴い、町の機関においても飛躍的に大量の個人情報が集積、利用され多くのメリットがもたらされるようになりましたが、その反面、個人情報の取り扱いに関し、プライバシーの保護に対する配慮の必要性が一層高まっています。

そこで、町では自己に関する情報の流れをコントロールする権利（町が保有している自分の情報を見たり、訂正したりする権利）を皆さんに保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いについての基本的なルールを定めることにより、皆さんのプライバシーを保護しようとするものです。

### ● 個人情報の適正な取り扱い

- 収集するとき  
収集の目的を明らかにして、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、原則として本人から直接収集します。また、思想、信条、宗教などの個人情報は、法令などに定めがあるときなどを除き、収集しません。
- 利用するとき  
目的外利用の制限…法令などに定めがあるときなどを除き、町の事務事業であっても、収集の目的を超えて個人情報を利用しません。
- 管理するとき  
正確で最新なものとし、漏えい、滅失、改ざんなどの事故を防止します。また、不要となった個人情報は、速やかに廃棄や消去をするなど適正な管理に努めます。

### ● 開示しないことができる個人情報

- この制度では、本人に自己の情報を開示することが原則ですが、開示することにより、事務の目的が失われるおそれのあるもの、町政の公正な執行を妨げるおそれのあるものや公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるものがあります。そこで、開示しないことができる事項として、次のように定めています。
- 法令などで、開示することができないとされている情報
  - 個人の評価・相談などに関する情報で、開示することにより、その事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる情報
  - 調査、交渉などに関する情報で、開示することにより、その事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる情報
  - 開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められた情報

## 審査会・審議会とは

### ● 審査会

開示等の請求に対する決定に不服がある場合は、救済方法の一つとして、『行政不服審査法』に基づく不服申し立てがあります。この不服申し立てに対して、公平で迅速な審査を行う第三者的機関として「寄居町情報公開・個人情報保護審査会」を設置しています。

審査会は、識見を有する5人以内の委員で構成され、町（実施機関）から諮問された不服申し立てについて審査を行い、答申を出します。町（実施機関）は、審査会の意見を尊重し、改めて開示等をするかどうかの決定を行います。

### ● 審議会

個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために「寄居町個人情報保護審議会」を設置しています。審議会は、識見を有する5人以内の委員で構成され、町（実施機関）の諮問に応じて、制度の運営に関する重要な事項について調査や審議を行い意見を出します。

